

パブリックコメント案件概要

案件名：(仮称)児童福祉法に基づく指定通所支援の事業の人員、設備及び運営の基準等を定める条例(骨子素案)

1. 施策の概要

地方分権改革に関する対応方針が閣議決定され、平成31年4月から指定障害児通所支援事業者の指定等の事務・権限が、都道府県から中核市へ移譲されることとなった。
この権限移譲に伴い、サービスを提供する事業者の指定基準を定める「(仮称)児童福祉法に基づく指定通所支援の事業の人員、設備及び運営の基準等を定める条例」を制定する必要がある。

2. 施策策定(見直し)に至った背景・問題点など

厚生労働省令において「従うべき基準」として区分された事項については、当該省令基準をもって本市の基準となるが、「標準とすべき基準」及び「参酌すべき基準」として区分された事項については、当該省令の基準を基本としつつ、省令と異なる基準を設けることについての検討が必要である。

3. 目指す姿・対応策など

本市基準を定めるにあたっては、兵庫県その他の県内の事業者指定権者間における指定基準の均衡を図る必要があることから、現行県基準等と同様の基準とすることを基本に検討を行う。

4. 施策の対象範囲・期間など

児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援及び保育所等訪問支援の事業を行う事業者とこれらのサービス利用者

5. 市民意向調査の概要

ホームページで「基本情報」及び「政策形成プロセス計画書」を公表のうえ、9月28日から10月19日まで意見募集を行い、本件公表の時点で意見はなかったが、尼崎市社会保障審議会障害者福祉等専門分科会及び尼崎市自立支援協議会を10月29日に開催し、専門的な幅広い意見を伺う予定である。

6. 施策の検討経過

(1) 素案検討過程での主な論点

厚生労働省令で定める基準のうち、参酌すべき基準について本市の独自基準を定めることとして検討を行った。

(2) 策定過程で比較検討した複数案の主な項目と反映理由

現行の指定基準を定めた兵庫県の「法令の規定により条例に委任された社会福祉施設等施設の基準等に関する条例」及び「尼崎市指定障害福祉サービス事業の人員、設備及び運営の基準等を定める条例」との均衡を図る必要があることから、当該条例に準じて本市独自基準を設けることとする。

7. 今後のスケジュール

平成30年11月7日～平成30年11月27日 市民意見公募手続を実施
平成30年12月 市民意見公募手続結果を公表
平成31年2月 市議会に上程

8. 添付資料

・(仮称)児童福祉法に基づく指定通所支援の事業の人員、設備及び運営の基準等を定める条例(骨子素案)
・障害児通所支援の概要

9. お問い合わせ先

健康福祉局障害福祉担当部障害福祉課 〒660-8501 兵庫県尼崎市東七松町1丁目23番1号 本庁南館1階
電話番号 06-6489-6750 ファクス 06-6489-6351
メールアドレス ama-syougai-shitei@city.amagasaki.hyogo.jp